（農林水産技術会議事務局組織規則の一部改正）

第二条　農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（研究調整課の所掌事務） **第二条**　研究調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　国立研究開発法人土木研究所の行う国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条第一号、第二号及び第六号（第一号及び第二号に掲げる業務に係る部分に限る。）に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十三条第二項に掲げる事務に関連する土木技術に係るものに関すること。 五～七　（略） （研究推進課の所掌事務） **第四条**　研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第五号及び第六号（第五号に掲げる業務に係る部分に限る。）に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関すること。 六・七　（略）	（研究調整課の所掌事務） **第二条**　研究調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　国立研究開発法人土木研究所の行う国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条第一号及び第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十三条第二項に掲げる事務に関連する土木技術に係るものに関すること。 五～七　（略） （研究推進課の所掌事務） **第四条**　研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関すること。 六・七　（略）

（国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　センター法第十一条第一号から第三号までに掲げる業務に関する事項 二～四　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　センター法第十一条第一号及び第二号に掲げる業務に関する事項 二～四　（略）

（国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　機構法第十三条第一項第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 六～九　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） （新設） 五～八　（略）